

平成 27 年の監督指導実施状況について

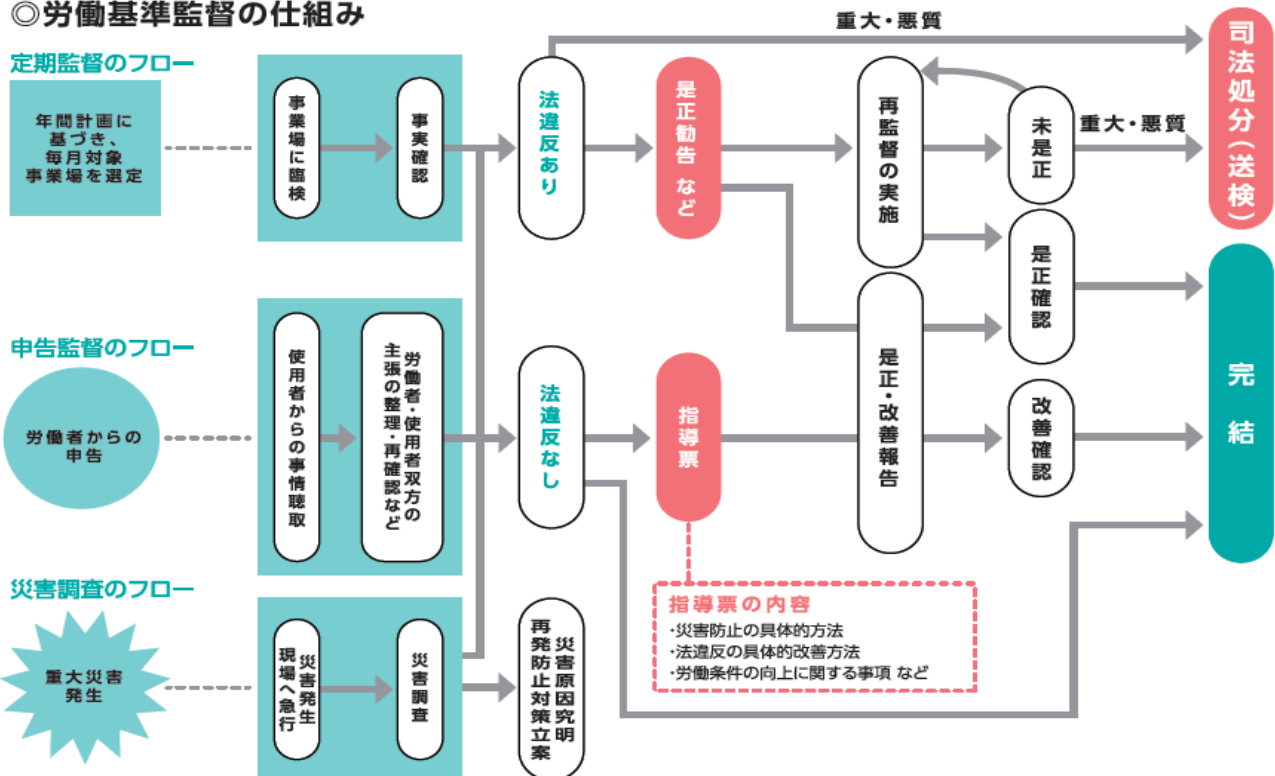
監督を実施した 72.7%の事業場で法令違反を指摘

岡山労働局（局長 かなだ ひろゆき 金田 弘幸）では、平成 27 年に管内の労働基準監督署が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめました。

平成 27 年の岡山労働局における監督指導実施状況（概要）		
監督事業場数 2,340 件	違反事業場数 1,702 件	違反率 72.7%
業種別の違反率（高い順） <small>監督実施件数が一定数以上のものに限る。</small>		
運輸交通業(83.5%)	接客娯楽業(81.1%)	保健衛生業(80.0%)
主要な違反内容（違反率の高い順）		
労働基準法関係		
労働時間(21.0%)	割増賃金(18.1%)	労働条件の明示(14.4%)
労働安全衛生法関係		
安全基準(20.5%)	健康診断(19.1%)	安全衛生管理体制(11.4%)
使用停止等命令処分	134 件	

労働基準監督官の主な仕事

◎労働基準監督の仕組み



1 定期監督等の実施状況

(1) 監督実施事業場、違反事業場の状況

平成27年における定期監督等の実施件数は2,340件(前年比147件減)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は1,702件(同185件減)、違反率は72.7%(同3.2ポイント減)でした。

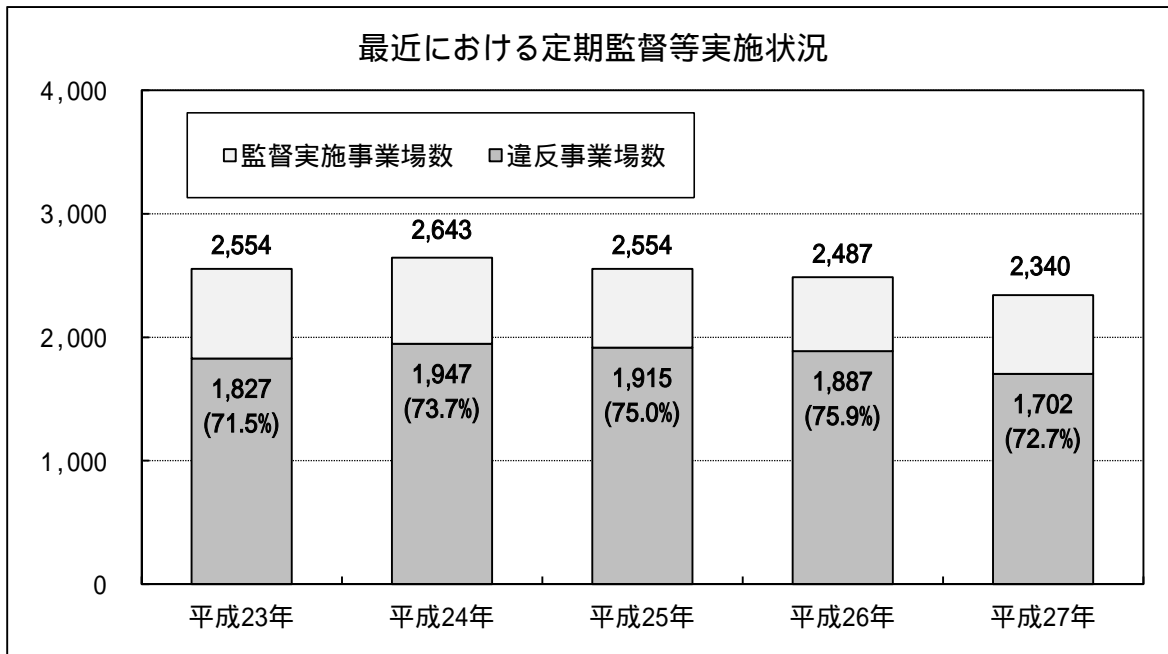


表1 最近における定期監督等実施状況の推移(主要な業種別の違反率)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
製造業	73.6	78.8	81.4	84.3	77.4
建設業	61.7	67.4	69.9	66.4	61.1
運輸交通業	82.0	87.9	80.0	79.1	83.5
農林業	34.2	28.9	38.9	51.9	72.7
商業	81.3	80.1	81.0	77.6	76.4
金融広告業	76.5	100.0	55.0	80.0	-
教育研究業	82.4	-	75.0	-	66.7
保健衛生業	75.7	75.9	79.6	84.0	80.0
接客娯楽業	87.2	79.0	75.8	86.0	81.1
清掃・と畜業	81.3	87.5	75.0	84.6	58.3
その他の事業	66.7	58.5	55.3	69.0	63.3
合計	71.5	73.7	75.0	75.9	72.7

年間一定数以上の監督を実施した業種を基にしている。太字・下線は違反率の高い上位3位。

(2) 主要な法違反事項の状況

定期監督等において認められた法違反のうち、主要な法違反は以下のとおりです。

表2 平成27年の定期監督等における主要な業種別の主要な法違反事項の状況

	労働基準法					最低賃金法	労働安全衛生法			
	15条 労働条件の明示	32条 労働時間	37条 割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金帳	4条 最低賃金の効力	10-19条 安全衛生管理体制	20-25条 安全基準	45条 定期自主検査	66条 健康診断
製造業	14.3%	29.3%	17.9%	7.2%	4.3%	3.2%	22.1%	27.6%	18.4%	22.2%
建設業	1.5%	3.0%	1.8%	0.3%	1.2%	0.3%	6.1%	36.0%	3.0%	2.0%
運輸交通業	18.3%	55.7%	20.0%	11.3%	12.2%	3.5%	11.3%	10.4%	6.1%	26.1%
農林業	21.2%	9.1%	15.2%	-	6.1%	12.1%	-	27.3%	9.1%	24.2%
商業	26.1%	18.3%	27.6%	13.8%	13.1%	2.9%	4.2%	2.7%	0.9%	31.8%
金融広告業	14.3%	28.6%	42.9%	-	14.3%	-	-	-	-	-
教育研究業	6.7%	26.7%	20.0%	20.0%	-	6.7%	13.3%	-	-	-
保健衛生業	12.2%	25.6%	43.3%	17.2%	9.4%	6.1%	9.4%	0.6%	0.6%	22.2%
接客娯楽業	47.3%	27.0%	35.1%	10.8%	9.5%	6.8%	4.1%	2.7%	1.4%	33.8%
清掃・と畜業	12.5%	16.7%	12.5%	4.2%	12.5%	-	4.2%	25.0%	8.3%	16.7%
その他の事業	15.0%	31.7%	13.3%	10.0%	3.3%	-	6.7%	6.7%	1.7%	23.3%
合計	14.4%	21.0%	18.1%	7.9%	6.2%	2.7%	11.4%	20.5%	7.7%	19.1%

太字・下線は違反率の高い上位3位（年間30件以上の監督を実施した業種を基にしている。）

ア 労働基準法関係

労働時間（第32条・第40条） 違反率 21.0%

【違反事例】

時間外労働に関する協定を締結・届出していないのに、労働者に法定労働時間を超えて労働させているもの。

同協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて労働させているもの。

割増賃金（第37条） 違反率 18.1%

【違反事例】

時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の2割5分以上、休日労働は3割5分以上）を支払っていないもの。

労働条件の明示（第15条） 違反率 14.4%

【違反事例】

労働者を雇い入れる際に、労働契約の期間、所定労働時間、賃金額や支払方法などの法定事項について書面で交付していないもの。

就業規則（第 89 条） 違反率 7.9%

【違反事例】

常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出を行っていないもの。

イ 労働安全衛生法関係

安全基準（第 20～25 条） 違反率 20.5%

【違反事例】

機械の回転軸、ベルト部分で労働者に危険を及ぼすおそれがあった箇所に覆い等を設けていなかったもの。

高さが 2メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、労働者に作業を行わせていたもの。

健康診断（第 66 条） 違反率 19.1%

【違反事例】

常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。

安全衛生管理体制（第 10～12・14・15・17～19 条）

..... 違反率 11.4%

【違反事例】

常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（衛生管理者など）を選任していないもの。

2 使用停止等処分の実施状況

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、134 件（前年比 49 件減）であり、主なものは、

墜落のおそれがある作業箇所（の足場を除く）に手すり等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 519 条違反など） 57 件

労働者に危険を及ぼすおそれがある機械の回転軸等に覆い等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 101 条違反） 28 件

墜落のおそれがある足場で、作業床が設けられていないものや手すり等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 563 条違反など） 17 件

などとなっています。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

3 過労死につながるおそれのある長時間労働や賃金不払残業などに関する指導事例

【事例 1】 不適切な特別条項付き 36 協定の運用により、月最大で 200 時間の時間外労働を行わせていたもの

【概要】 **【製造業】**

1 月の延長時間を 75 時間とする特別条項付きの 36 協定を締結・届出していたが、特定の月において 1 月 200 時間の時間外労働が行われている者が認められ、また、同月には全体の労働者の 3 割にあたる者が 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っているなど恒常的な長時間労働の実態が認められたもの。

労基法第 32 条違反が認められたことから、長時間労働の改善を指導した。

【事例 2】 正社員に対して時間外労働手当が全く支払われておらず、かつ、年俸制の準社員についても不適切な年俸制度の運用により、時間外労働手当の不払が認められたもの

【概要】 **【旅館業】**

経営状況の悪化等により、特定の時期から正社員に対する時間外労働手当が全く支払われておらず、また、年俸制が適用される準社員に関しても、契約書上では時間外労働手当は月額基本給に含まれると記載されているものの、具体的な時間外労働時間数、時間外労働手当の金額が明らかにされておらず、実際の時間外労働時間数に応じた時間外労働手当が支払われていない状況が認められたもの。

労基法第 37 条違反が認められたことから、不払となっている時間外労働手当の支払いを行うよう指導した。

4 今後の方針

定期監督の結果では、全体の 7 割を超える事業場に法違反が認められるなど、依然として法定労働条件の履行確保や労働者に対する安全衛生確保が徹底されていない状況が認められました。

岡山労働局では、引き続き、労働条件の確保・改善対策及び労働者の安全と健康確保対策を推進することとしており、特に近年社会問題となっている過労死等の防止のため、長時間労働の削減に向けた対策の強化に最重点で取り組むこととしております。

なお、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処してまいります。